

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第15号

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例

第 1 条 名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表中

「

名古屋市立内山小学校	名古屋市千種区内山一丁目 4 番15号
名古屋市立春岡小学校	名古屋市千種区春岡二丁目 5 番38号

」

を

「

名古屋市立春岡小学校	名古屋市千種区春岡二丁目 5 番38号
------------	---------------------

」

に、

「

名古屋市立大和小学校	名古屋市千種区松軒一丁目 4 番 9 号
------------	----------------------

」

を

「

名古屋市立みやこ小学校	名古屋市千種区内山一丁目 4 番15号
-------------	---------------------

」

に改める。

第 2 条 名古屋市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表小学校の表中

「 | 名古屋市立みやこ小学校 | 名古屋市千種区内山一丁目 4 番 15 号 | 」
を

「 | 名古屋市立みやこ小学校 | 名古屋市千種区松軒一丁目 4 番 9 号 | 」
に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 11 年 4 月 1 日から施行する。